

○室蘭市建築基準法施行条例

昭和43年12月23日

条例第40号

改正 昭和46年12月22日条例第36号

昭和52年10月7日条例第30号

昭和57年10月1日条例第19号

昭和62年10月5日条例第25号

平成3年3月20日条例第5号

平成4年3月19日条例第11号

平成5年3月18日条例第8号

平成8年6月21日条例第20号

平成9年6月20日条例第29号

平成12年3月24日条例第33号

平成13年3月23日条例第9号

平成13年12月17日条例第25号

(第1条)

平成15年3月20日条例第16号

平成17年3月25日条例第11号

平成17年12月15日条例第50号

平成19年3月20日条例第15号

平成19年10月1日条例第37号

平成19年12月17日条例第44号

平成27年3月23日条例第19号

平成28年6月27日条例第20号

(第3条)

平成28年6月27日条例第23号

平成30年12月18日条例第46号

令和元年10月7日条例第36号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 建築物の敷地、構造及び設備

第1節 敷地及び道路(第2条—第4条)

第1節の2 崖付近の建築物(第4条の2)

第1節の3 日影による中高層の建築物の高さの制限(第4条の3)

第2節 長屋建築物(第5条—第8条)

第3節 構造及び設備(第9条—第13条)

第4節 煙突(第14条—第16条)

第5節 構造強度(第17条)

第3章 特殊建築物

第1節 学校(第18条・第19条)

第2節 共同住宅及び寄宿舍(第20条—第24条)

第3節 百貨店(第25条—第29条)

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場(第30条—第34条)

第5節 ホテル、旅館及び下宿(第35条—第36条の2)

第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第37条—第54条)

第7節 削除

第8節 特別の配慮を要する特殊建築物(第58条の2—第58条の9)

第4章 建築協定(第58条の10)

第5章 手数料(第58条の11—第58条の16)

第6章 雑則(第59条—第60条の3)

第7章 罰則(第61条・第62条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法第69条の規定による建築協定の締結について定めるほか、手数料の徴収その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物の敷地、構造及び設備

第1節 敷地及び道路

(敷地の形態)

第2条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じて、次の表の数値以上としなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地がありその他これと同様の状況にある場合で市長が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員(単位メートル)
15メートル以下の場合	2
15メートルを超え25メートル以下の場合	3
25メートルを超える場合	4

- 2 建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が200平方メートルを超える場合においては、前項の表の数値中「2」とあるのは「3」、「3」とあるのは「4」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定による路地状部分の幅員は、道路に達するまで有効に保持しなければならない。

(特殊建築物の敷地の形態)

第3条 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの並びに自動車車庫の用途に供するもので床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が50平方メートル以下のものを除く。)の敷地は、路地状部分のみによって道路に接してはならない。ただし、当該路地状部分の幅員が6メートル以上の場合又は当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下の法別表第1(イ)欄(二)項、(四)項(百貨店、展示場又はダンスホールの用途に供するものを除く。)若しくは(五)項に掲げる用途に供する特殊建築物の敷地若しくは同欄(六)項(下宿、共同住宅、寄宿舎、長屋又は1戸建ての住宅に附属する自動車車庫の用途に供するもので床面積の合計(同一敷地内に2以上の自動車車庫がある場合においては、その床面積の合計)が100平方メートル以下のものに限る。)に掲げる用途に供する特殊建築物の敷地において、その路地状部分の幅員が4メートル以上6メートル未満、かつ、その長さが25メートル以下の場合には、この限りでない。

- 2 前項ただし書の路地状部分の幅員については、前条第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で市長が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第1節の2 崖付近の建築物

(崖付近の建築物)

第4条の2 高さが2メートルを超える崖(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。)に接し、又は近接する敷地に建築物(延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋、畜舎その他これらに類するものを除く。以下この条において同じ。)を建築する場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該建築物の外壁面と崖との間に、崖上にあっては崖の下端から、崖下にあっては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

- (1) 崖の形状又は土質により建築物の安全上支障がないと認められる場合
- (2) 崖に崖崩れ等の生ずるおそれのない構造の擁壁を設ける場合又はこれに代わる措置を講ずる場合
- (3) 崖下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部の全部若しくは一部を鉄筋コンクリート造若しくはこれに類する構造にすることによって建築物の安全上支障がないと認められるとき又は崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けるとき。

第1節の3 日影による中高層の建築物の高さの制限

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第4条の3 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表に掲げる区域とし、それぞれの区域(第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域を除く。)における平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄のうちから指定する高さは、4メートルとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表に掲げる号とする。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第9号で定められた臨港地区である場合は、これを除くものとする。

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法第8条第1項第1号の 規定により定められた地域	都市計画法第8条第3項第2号 イの規定により建築物の容積	

	率に関する都市計画が定められた土地の区域	
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5の区域 10分の6の区域 10分の8の区域 10分の10の区域 10分の15の区域 10分の20の区域	(一)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10の区域 10分の15の区域 10分の20の区域 10分の30の区域	(二)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の区域 10分の30の区域 10分の40の区域	(二)
近隣商業地域	10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の20の区域	(二)

第2節 長屋建築物

(長屋の出入口と道路)

第5条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員3メートル(2以下の戸の専用する通路については、2メートル)以上の敷地内の通路に面しなければならない。

(長屋の形態及び戸数)

第6条 木造の長屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、6戸建て以下又は延べ面積が500平方メートル以下で、かつ、2階建て以下でなければならない。ただし、1階の主要構造部が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第112条第1項の1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(第13条及び第33条第1項において「1時間準耐火構造」という。)の場合においては、3階建てとすることができる。

第7条 削除

(重ね建ての長屋の内装)

第8条 重ね建ての長屋は、階段室の壁を令第114条第1項の規定による構造とするほか、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られていない場合は、階下の天井又はこれに相当する部分及び階段裏の仕上げを準不燃材料(金属板を除く。)でしなければならない。

第3節 構造及び設備

(住宅の防寒構造)

第9条 住宅は、規則で定めるところにより防寒構造とするように努めなければならない。

(給排水設備の凍結防止)

第10条 建築物に設ける給水及び排水の配管設備(し尿浄化槽を含む。)は、凍結しない構造とするように努めなければならない。

(冰雪の落下による危害の防止)

第11条 道路境界線又は隣地境界線に近接していて冰雪の落下による危害を生ずるおそれのある建築物には、雪滑り及び氷の落下を防止するため有効な措置を講じなければならない。

(避難施設)

第12条 木造の建築物(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)で3階以上の階に居室を有するものには、その居室を有する階から地上に直通する屋外階段又は建築物に固定した鉄製はしご等の屋外避難施設を設けなければならない。

2 令第5章又はこの条例の規定による建築物に設ける屋外への出入口、非常口、屋外階段等の避難施設は、積雪、凍結等によって避難に支障を来すことのない構造としなければならない。

(地階の構造等)

第13条 防火地域又は準防火地域内においては、耐火建築物又は準耐火建築物(令第109条の3第1号に規定する技術的基準に適合するものを除く。)以外の建築物の地階(居室を有しないものを除く。)は、次の各号によらなければならない。

(1) 主要構造部を1時間準耐火構造とし、1時間準耐火構造の部分とその他の部分とは1時間準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

(2) 直接道路又は道路に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路に通ずる階段を設けること。

2 前項の場合において、地階の居室部分とその他の部分とを1時間準耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合は、居室部分以外の部分については、同項の規定は適用しない。

第4節 煙突

(煙突)

第14条 建築物に設ける煙突(鉄板その他これに類するもので造られたものを除き、高さ3メートル以上のものに限る。)は、構造計算によって、その構造が安全であることが確かめられたものでなければ、設けてはならない。ただし、次に定める構造耐力を有するものにあつては、この限りでない。

- (1) 組積造又は無筋コンクリート造の煙突であつて、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎に緊結している鉄材の支枠をもつて、安全上支障のないように補強されているもの
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造と組積造とを併用する構造又は補強コンクリートブロック造の煙突であつて、高さが10メートル以下で、かつ、その水平断面が長方形のもので、次のアからウまでに定めるところによるもの

ア 主筋の径及び本数、帯筋の径並びに帯筋の間隔が次の表に掲げる数値であるもの

煙突の高さ	主筋の径及び本数	帯筋の径	帯筋の間隔
6メートル以下のもの	径9ミリメートル以上のもの 4本以上	径6ミリメートル以上のもの	30センチメートル以下
6メートルを超え 8メートル以下のもの	径13ミリメートル以上のもの 4本以上		
8メートルを超え 10メートル以下のもの	径16ミリメートル以上のもの 4本以上	径9ミリメートル以上のもの	

イ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが3センチメートル(当該コンクリートが、れんが、コンクリートブロック、陶管等に接する場合にあつては、2センチメートル)以上であるもの

ウ 煙突の基礎が鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造であるもの

2 建築物に設ける煙突は、令第115条の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

- (1) 組積造(補強コンクリートブロック造を含む。次号において同じ。)の煙突には、その内部に陶管の類の煙道を差し込み、組積造との隙間をモルタルの類で埋めること。

- (2) 組積造、無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の煙突の差込口を木造の壁に接して設けるときは、その煙突の縦煙道と眼鏡石の差込口との間を陶管の類の煙道で接続すること。
- (3) 眼鏡石の穴の上端は、天井から30センチメートル以上離すこと。ただし、天井が準不燃材料(金属板を除く。)で造られ、又は覆われている場合は、この限りでない。
- (4) 煙突の屋上に突出する部分又は軒先に近接する部分が雪滑り等によって損壊されるおそれのあるときは、その防止に有効な小屋根等を設けること。

第15条 削除

(煙突の検査)

第16条 建築物に設ける煙突の工事施工者又は建築主は、発煙等による検査を行い、火災予防上安全であることを確かめなければならない。

第5節 構造強度

(建築物等における応力度)

第17条 令第82条第2号に規定する長期及び短期の各応力度を計算するときは、同号の規定にかかわらず、次の表に掲げる式によらなければならない。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式	備考
長期に生ずる力	常時	$G+P$	
	積雪時	$G+P+S$	
短期に生ずる力	積雪時	$G+P+S$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	暴風時	$G+P+W$	
		$G+P+0.5S+W$	
	地震時	$G+P+0.5S+K$	
<p>この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。</p> <p>G 令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力</p> <p>P 令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力</p>			

S 令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力(短期に生ずる力の積雪時の状態以外の長期及び短期の各応力度を計算する場合は、市長が定める方法により計算した積雪荷重によって生ずる力)

W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力

K 令第88条に規定する地震力によって生ずる力

- 2 建築設備又は法第88条第1項に規定する工作物につき令第129条の2の3第3号又は令第139条第1項第4号イ(令第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合に限る。)に規定する構造計算をする場合は、規則で定めるところによらなければならない。

第3章 特殊建築物

第1節 学校

(教室等の出入口)

第18条 木造の幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。以下この条及び次条において「木造の学校」という。)の教室その他幼児、児童又は生徒を収容する室(廊下又は広間の類に面する壁がなく、開放されているものを除く。)で床面積が50平方メートルを超えるものは、2以上の出入口を設けなければならない。

- 2 前項の出入口は、廊下、広間の類又は屋外に面して設けなければならない。
- 3 木造の学校の特別教室にあつては、前項の規定にかかわらず、第1項の出入口の1を隣接する室を通じて廊下、広間の類又は屋外に面して設けることができる。

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第19条 床面積の合計が1,000平方メートルを超える木造の学校の校舎の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、公園、広場、水面その他これらに類するものに面し、市長が防火上支障がないと認めた部分については、この限りでない。

第2節 共同住宅及び寄宿舍

(主要な出入口)

第20条 共同住宅又は寄宿舍の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路に面する場合は、この限りでない。

第21条から第23条まで 削除

(上階に共同住宅又は寄宿舍を設ける主要構造部が準耐火構造でない建築物)

第24条 主要構造部が準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、飲食店又は公衆浴場(以下この条において「遊技場等」という。)の上階に共同住宅又は寄宿舎でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを設けるときは、遊技場等の天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)及び壁の室内に面する部分並びに遊技場等に面する階段裏を不燃材料(金属板を除く。)で仕上げなければならない。

2 主要構造部が準耐火構造でない建築物(前項の規定の適用を受ける遊技場等を除く。)の上階に共同住宅又は寄宿舎を設けるときは、当該建築物の天井及び壁の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)を準不燃材料(金属板を除く。)で仕上げなければならない。

3 前2項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のものと及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。

第3節 百貨店

(敷地と道路との関係)

第25条 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものは、2以上の道路に面しなければならない。ただし、その敷地の外周の3分の1以上が道路に接している場合その他建築物の周囲の状況により市長が安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(前面の寄り付き等)

第26条 前条の百貨店の主要な出入口の前面には、その間口が出入口の幅の2倍以上、かつ、奥行4メートル以上の寄り付き又は空地を設けなければならない。

第27条から第29条まで 削除

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場

(適用の除外)

第30条 この節の規定は、床面積の合計(次条及び第32条においては、一の敷地に複数の自動車車庫又は自動車修理工場がある場合は当該床面積の合計)が50平方メートル以下の自動車車庫又は30平方メートル以下の自動車修理工場には、適用しない。ただし、自動車車庫で上階に住戸又は住室を有するものについては、当該床面積にかかわらず第33条第3項第2号の規定を適用する。

2 第33条及び第34条の規定は、燃料を使用しない自動車を格納する自動車車庫には、適用しない。

(敷地と道路との関係)

第31条 自動車車庫(消防の用に供するものを除く。)又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する箇所に設けてはならない。ただし、自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口で周囲の状況により、市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 交差点又は曲がり角からの距離5メートル以内の箇所
- (3) 踏切からの距離10メートル以内の箇所

2 自動車車庫の敷地で、自動車の出入口の道路境界線から2メートルの範囲の部分に、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の空地を確保した場合は、前項第1号の規定は適用しない。

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計	自動車の出入口の空地の幅
50平方メートルを超え 100平方メートル以下のもの	自動車の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ2メートル
100平方メートルを超え 200平方メートル以下のもの	自動車の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ3メートル

(前面の空地)

第32条 自動車修理工場で自動車の出入口が道路に面するものは、その出入口の前面に奥行4メートル以上の空地を設けなければならない。

(構造)

第33条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部(直上に階のある場合は、その直上の床を含む。)及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造(最上階から数えた階数が5以上の階の主要構造部は、耐火構造)としなければならない。

- (1) 直上に2以上の階を有するもの
- (2) 直上に床面積の合計が100平方メートルを超える住戸又は住室を有するもの
- (3) 第1階以外の階にあるもの

- 2 主要構造部が準耐火構造でない自動車車庫又は自動車修理工場で直上階に居室を有するものは、その天井(天井のない場合においては、屋根)及び壁を不燃材料(金属板を除く。)で仕上げなければならない。
- 3 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 床及びピットは、耐水材料で造り、汚水排除の設備をすること。ただし、自動車車庫でカタピラを有する自動車のための用に供するもの又は自動車修理工場で作業の性質上やむを得ない部分については、この限りでない。
 - (2) 直接外気に接する適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
 - (3) 法第22条第1項の市街地の区域内においては、外壁の窓又は出入口のうちで延焼のおそれのある部分には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。ただし、令第136条の9第1号に規定する開放的簡易建築物に該当する自動車車庫であつて、令第136条の10第3号に規定する基準に適合するものについては、この限りでない。

(他の用途部分との区画)

第34条 建築物の一部に自動車車庫又は自動車修理工場を設ける場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 自動車修理工場の部分とその他の部分とは、準耐火構造の壁で区画し、開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
 - (2) 自動車車庫又は自動車修理工場の床及び天井には、その他の部分に通ずる開口を設けないこと。ただし、消防の用に供する自動車車庫については、この限りでない。
- 2 自動車車庫又は自動車修理工場に接続して事務室、工具室、休憩室等(以下この項において「事務室等」という。)がある場合は、当該事務室等を当該自動車車庫又は自動車修理工場の一部とみなして、前条(第3項第1号を除く。)及び前項の規定の全部を適用することができる。

第5節 ホテル、旅館及び下宿

(階段)

第35条 ホテル、旅館又は下宿においては、居室の床面積の合計が100平方メートルを超える地上階から避難階に通ずる階段のうちのいずれかは、次の各号によらなければならない。

- (1) 階段及び踊場の幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 蹴上げ20センチメートル以下、踏面24センチメートル以上とすること。

(廊下の幅)

第36条 ホテル、旅館又は下宿における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える階の客の用に供する廊下の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室若しくは便所の類又は2以下の宿泊室に専用するものについては、この限りでない。

(ホテル又は旅館の避難施設)

第36条の2 5階以上の階に宿泊室を有するホテル又は旅館においては、当該5階以上の階にある宿泊室の出口から直通階段(当該階から避難階又は地上に通ずるものに限る。)又は非常用の昇降機若しくは避難上有効なバルコニー屋外通路、その他これらに類するものに至る通常の歩行経路は、重複区間を有しない2以上のものとしなければならない。ただし、宿泊室から避難上有効なバルコニー屋外通路、その他これに類するものに直接避難できる場合は、この限りでない。

第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(客席部の定員の算定方法)

第37条 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物(以下この節において「興行場等」という。)の客席部の定員は、次の各号に掲げる数値の合計とする。

- (1) 個人別に区画された椅子席を設ける部分については、当該椅子席の数に対応する数値
- (2) 長椅子式の椅子席を設ける部分については、当該椅子席の正面の幅を40センチメートルで除して得た数値
- (3) 座り席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数値
- (4) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数値
- (5) 使用形態が特定できない部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数値

2 前項第2号から第5号までに掲げる数値に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(敷地と道路との関係)

第38条 興行場等の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ当該右欄に定める数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席部の定員の合計	幅員(単位メートル)
-----------	------------

400人以下のもの	6
400人を超え1,000人以下のもの	8
1,000人を超えるもの	10

(前面の空地)

第39条 興行場等(主階が避難階にあるものに限る。)の屋外への主要な出入口の前面には、次の各号に定めるところにより空地を設けなければならない。

(1) 奥行き(主要な出入口を有する外壁に直角の方向の長さをいう。)は、次の表の左欄に掲げる主階が避難階にある客席部の定員の合計の区分に応じ当該中欄又は右欄に定める数値以上とすること。

主階が避難階にある客席部の定員の合計	奥行き(単位メートル)	
	主要な出入口が道路に面する場合	主要な出入口が道路に面しない場合
400人以下のもの	2.0	5.0
400人を超え1,000人以下のもの	2.5	6.5
1,000人を超えるもの	3.0	8.0

(2) 幅は、主要な出入口の幅の2倍以上とすること。

2 興行場等の前面に設ける寄り付きで、次の各号に掲げる要件に該当するものは、前項の規定の適用については、空地とみなす。

- (1) 柱及び壁を有しないこと。
- (2) 3メートル以上の高さを有すること。

(客用の出入口等)

第40条 興行場等の客の用に供する出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 避難上有効な位置に2以上設けること。
- (2) 幅は、1メートル以上とすること。
- (3) 幅の合計は、0.8センチメートルに客席部の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。
- (4) 避難階における直通階段から通ずる出入口の幅の合計は、当該直通階段の幅の合計以上とすること。

2 前項の出入口で屋外へのもの又は屋外階段から通ずる敷地内の通路の幅員は、その通路の部分を使用する屋外への出入口及び屋外階段の幅の合計以上としなければならない。

3 前項の通路は、道路、公園、広場その他これらに類する空地に避難上有効に通ずるよう
に設けなければならない。

(客用の直通階段)

第41条 興行場等の客の用に供する避難階又は地上に通ずる直通階段は、次の各号に定め
るところによらなければならない。

(1) 避難上有効な位置に設けること。

(2) 各階における直通階段の幅の合計は、0.8センチメートルにその直上階以上の階(地階
にあっては、当該階以下の階)にある客席部の定員の合計数を乗じて得た数値(直通階段
を特別避難階段又はバルコニー付きの屋外に設ける避難階段としたときは、0.8センチ
メートルに客席部の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値)以
上とすること。

(3) 踊り場の幅は、当該直通階段の幅以上とすること。

2 前項の直通階段で客席部から直接進入するもの及び客席部が避難階から6メートルを超
える下方にある場合のものは、特別避難階段又は屋外に設ける避難階段としなければなら
ない。

(客用の廊下)

第42条 興行場等の客の用に供する廊下の幅は、次の各号に定めるところによらなければ
ならない。

(1) 1.2メートル以上とすること。

(2) 当該廊下の部分を使用する客席部の出入口の幅の合計の4分の3以上とすること。た
だし、避難上支障がない場合は、この限りでない。

2 前項の廊下に客席部の出入口から行き止まりとなる部分がある場合は、その部分の長さ
は、10メートル以下としなければならない。

3 第1項の廊下に高低差がある場合は、10分の1以下の勾配とし、3段以下の段を設けては
ならない。

(客用の客席部の出入口)

第43条 興行場等の客の用に供する客席部の出入口は、次の各号に定めるところによらな
ければならない。

(1) 避難上有効な位置に設けること。

(2) 次の表の左欄に掲げる区画された客席部の部分ごとの定員の区分に応じ当該右欄に
定める数値以上設けること。

区画された客席部の部分ごとの定員	出入口の数
30人未満のもの	1
30人以上300人未満のもの	2
300人以上600人未満のもの	3
600人以上1,000人未満のもの	4
1,000人以上のもの	5

(3) 幅は、1メートル以上とすること。

(4) 幅の合計は、0.8センチメートルに区画された客席部の部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

(客席部の構造)

第44条 興行場等の客席部の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 椅子席は、椅子の前後間隔(前席椅子の最後部と後席椅子の最前部との間で通行に使用できる部分の間隔をいう。次条において同じ。)を35センチメートル以上とすること。

(2) 立見席は、客席部の後方に設け、通路の一部としないこと。

(3) 立見席の前面、主階以外の階にある客席部の前面及び前段との高さの差が50センチメートル以上の段床に設ける客席の前面には、高さが75センチメートル以上の手すり等を設けること。

第45条 興行場等の客席が椅子席の場合の客席部の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 客席の横列8席(椅子の前後間隔が35センチメートルを超えるときは、8席に1センチメートルを増すごとに1席を加えた席数)以下ごとに両側に縦通路を設けること。ただし、客席の横列が4席(椅子の前後間隔が35センチメートルを超えるときは、10席を限度として、4席に2センチメートルを増すごとに1席を加えた席数)以下の場合は、片側のみとすることができる。

(2) 縦通路の幅は、客席がその両側にある場合にあつては80センチメートル(0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超えるときは、その数値)以上、客席がその片側のみにある場合にあつては60センチメートル(0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超えるときは、その数値)以上とすること。

- (3) 客席の縦列が20席を超える場合は、縦列20席以下ごとに横通路を設け、その幅は、1メートル(0.6センチメートルに避難の際に当該横通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1メートルを超えるときは、その数値)以上とすること。
- (4) 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席部の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部又は最後部から横通路又は客席部の出入口までの長さが10メートル以下であって、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 横通路の両端は、客席部の出入口に直通すること。ただし、横通路の両端から客席部の出入口までの長さが10メートル以下であって、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合は、この限りでない。

2 前項第3号から第5号までの規定は、客席部の両側に縦通路を設け、かつ、次の表の左欄に掲げる横列の客席数の区分に応じ当該右欄に定める縦列の客席数以下ごとに客席部の両側に出入口を設けた場合には、適用しない。

横列の客席数	縦列の客席数
8席以下	15席
9席以上12席以下	10席
13席以上20席以下	6席
21席以上31席以下	4席
32席以上	3席

- 3 興行場等の客席が座り席の場合は、それぞれの座り席は、幅が40センチメートル(0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路又は横通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が40センチメートルを超えるときは、その数値)以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
- 4 前3項に規定する縦通路又は横通路に高低差がある場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 傾斜路とする場合は、勾配を10分の1(通路に手すり等を設けた場合は、8分の1)以下とすること。
- (2) 階段状とする場合は、蹴上げを18センチメートル以下とし、かつ、踏面を26センチメートル以上とすること。

- 5 興行場等の客席部の縦通路の高低差が3メートルを超える場合は、その高低差3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道に通じさせなければならない。ただし、縦通路の勾配が5分の1以下の場合は、この限りでない。

(施設の共用)

第46条 建築物の一部に設ける興行場等については、この節の規定による敷地内の通路、出入口、階段及び廊下は、他の用途に供する部分の状況により、市長が安全上及び衛生上支障がないと認めた場合は、当該部分に係るものと共用することができる。

(制限の緩和)

第47条 この節の規定は、用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと市長が認める観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物には、適用しないことができる。

- 2 第44条及び第45条の規定は、特殊の設計又は設備により安全上支障がないと市長が認める興行場等には、適用しない。

第48条から第54条まで 削除

第7節 削除

第55条から第58条まで 削除

第8節 特別の配慮を要する特殊建築物

(適用の範囲)

第58条の2 この節の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物に適用する。

- (1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。第58条の4第4項において同じ。)、令第19条第1項に規定する児童福祉施設等(第58条の4第4項において「児童福祉施設等」という。)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物
- (2) 飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物であって、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (3) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館の用途に供する建築物であって、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (4) 第2号に規定する用途及び前号に規定する用途に併せて供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物

(利用者用の屋外への出入口等)

第58条の3 前条各号に掲げる建築物を当該建築物の用途に利用する者(以下この節において「利用者」という。)の用に供する避難階における屋外への主要な出入口のうち一以上の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

2 前項の出入口と道路との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合には、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。

(1) 幅は、1.2メートル(積雪、凍結等に有効な融雪施設その他これに類するものを設けた場合は、90センチメートル)以上とすること。

(2) 勾配は、15分の1(積雪、凍結等に有効な融雪施設その他これに類するものを設けた場合は、12分の1)以下とすること。

(3) 手すりを設けること。

(利用者用の廊下等)

第58条の4 利用者の用に供する廊下の幅は、1.2メートル以上としなければならない。

2 前項の廊下のうち、その延長(他の廊下と交差する廊下にあつては、当該交差する部分の中心からの延長)が25メートルを超えるものであつて、避難階にあるもの又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものは、幅及び奥行きが1.4メートル以上の部分を、当該廊下の端から10メートル以内に設けるほか、当該廊下におけるその部分の間隔が50メートル以内となるように設けなければならない。

3 第1項の廊下その他これに類するもので利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合は、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1)以下とすること。

4 病院、診療所又は児童福祉施設等のうち身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、老人福祉施設、有料老人ホーム若しくは障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(これらの施設のうち身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を対象とするものに限る。)の利用者の用に供する廊下には、手すりを設けなければならない。

(利用者用の階段)

第58条の5 利用者の用に供する階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 避難階又は地上に通ずる直通階段にあつては、回り段を設けないこと。

(2) 手すりを設けること。

(利用者用の居室の出入口)

第58条の6 利用者の用に供する居室の出入口のうち一以上の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 床面には、段を設けないこと。

(利用者用の便所)

第58条の7 利用者の用に供する便所は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 出入口の床面には、段を設けないこと。

(3) 一以上の大便器及び小便器に手すりを設けること。

(制限の緩和)

第58条の8 第58条の3から前条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第58条の2各号に掲げる建築物には、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第58条の9 法第3条第2項の規定により第58条の3から第58条の7までの規定の適用を受けない第58条の2各号に掲げる建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする部分以外の部分に対しては、第58条の3から第58条の7までの規定は、適用しない。

第4章 建築協定

(建築協定)

第58条の10 法第69条の規定により、都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域において、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

第5章 手数料

(建築物に関する確認申請等手数料)

第58条の11 法第6条第1項又は法第18条第2項(これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は通知(以下この条において「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等の際に、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の金額は、次の表の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める金額(当該申請等に係る建築物の計画が法第86条の8第1項の認定若しくは同条第3項の変更の認定又は法第87条の2第1項の認定若しくは同条第2項の規定において準用する法第86条の8第3項の変更の認定を受けている場合にあっては、当該金額の10分の1に相当する金額。以下この条において「基本額」という。)とする。ただし、当該建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては次条第1項各号に掲げる場合の区分に応じた手数料の金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以下のもの	5,100円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	9,300円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	14,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	19,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	34,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	48,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	151,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	256,000円
50,000平方メートルを超えるもの	466,000円

3 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)

第58条の12 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく確認の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額の手数料を納入しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 10,000円

(2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 5,100円

2 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく確認の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額の手数料を納入しなければならない。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 9,300円

(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 5,100円

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第58条の13 法第7条第1項又は法第18条第16項の規定に基づく検査の申請又は通知(以下この項において「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等の際に、1件につき、次の表の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める金額(当該申請等に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該金額に第58条の14第1項に規定する手数料の金額を加算した金額)の手数料を納入しなければならない。

床面積の合計	手数料の金額	
	中間検査合格証の交付を受けていない場合	中間検査合格証の交付を受けた場合
30平方メートル以下のもの	7,900円	6,900円
30平方メートルを超え100平方メートル以下	9,300円	8,300円

のもの		
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	13,000円	12,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	17,000円	16,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	31,000円	28,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	45,000円	41,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	106,000円	96,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	169,000円	159,000円
50,000平方メートルを超えるもの	333,000円	323,000円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 第1項の表の中間検査合格証とは、法第7条の3第5項又は法第18条第21項の規定により建築主事が交付する中間検査合格証をいう。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第58条の13の2 法第7条の3第1項又は法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程

に係る工事の終了に係る検査の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知の際に、1件につき、次の表の左欄の特定工程に係る部分の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める金額の手数料を納入しなければならない。

特定工程に係る部分の床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以下のもの	7,800円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	8,900円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	12,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	15,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	26,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	37,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	86,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	137,000円
50,000平方メートルを超えるもの	265,000円

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

第58条の14 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第16項の規定に基づく検査の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知の際に、1件につき、10,000円の手数料を納入しなければならない。

2 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第16項の規定に基づく検査の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知の際に、1件につき、7,200円の手数料を納入しなければならない。

(認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消申請手数料)

第58条の15 別表の左欄に掲げる認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消しの申請をしようとする者は、当該申請の際に、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納入しなければならない。

(手数料の免除、延納及び還付)

第58条の16 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の延納を認めることができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、徴収した手数料の全部又は一部を還付することができる。

第6章 雑則

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第59条 法第85条第5項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合においては、第17条、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。
(耐火設計された建築物に対する制限の特例)

第59条の2 令第108条の3第3項に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第13条、第24条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に該当する建築物に対する第13条及び第34条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第24条第1項及び第2項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例)

第59条の3 令第129条第1項に該当する建築物の階については、第24条第1項及び第2項(令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。)、第36条、第36条の2、第42条第1項及び第2項、第43条並びに第46条(敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例)

第59条の4 令第129条の2第1項に該当する建築物については、第24条第1項及び第2項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1号、第36条、第36条の2、第40条第1項、第41条、第42条第1項及び第2項、第43条並びに第46条(敷地内の通路に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和)

第59条の5 建築物の用途を変更して法第87条の3第5項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をするときは、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第58条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の3第6項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第60条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定により特定行政庁の認定又は許可を受けた建築物(以下「認定等建築物」という。)に対する第3条、第4条、第5条、第20条、第25条、第31条、第38条又は第40条第3項の規定の適用については、認定等建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。

- 2 認定等建築物に対する第11条、第32条、第39条第1項第1号の表及び第58条の3第2項の規定の適用については、第11条中「道路境界線」とあるのは「道路境界線及び法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係る敷地内の通路の境界線」と、第32条、第39条第1項第1号の表及び第58条の3第2項中「道路」とあるのは「道路又は法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係る敷地内の通路」とする。

(敷地の形態及び敷地と道路との関係等の特例)

第60条の2 法第43条第2項第1号の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物又は同項第2号の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物に対する第2条第1項及び第3項、第3条第1項、第4条、第5条、第13条第1項第2号、第20条、第31条第1項第1号及び第2項、第32条、第38条、第39条第1項第1号の表、第40条第3項並びに第58条の3第2項の規定の適用については、第2条第1項及び第3項、第3条第1項、第4条、第20条、第31条第1項第1号、第32条、第38条、第39条第1項第1号の表、第40条第3項並びに第58条の3第2項中「道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通ずる通行可能な空地若しくは通路」と、第5条及び第13条第1項第2号中「道路又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通ずる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第31条第2項中「道路境界線」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通ずる通行可能な空地若しくは通路の境界線」と、同項の表中「前面道路」とあるのは「前面の法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通ずる通行可能な空地若しくは通路」とする。

- 2 前項の規定により第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項の規定を適用する場合において、当該建築物の敷地が路地状部分のみによって法第43条第2項第2号の規定による許可に係る道路又は道に通ずる通行可能な空地又は通路(以下「通行可能な空地等」という。)に接するときは、当該路地状部分の長さとは通行可能な空地等の長さを合計した長さをもって、第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項の規定における路地状部分の長さとする。
(規則への委任)

第60条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第61条 第2条第1項若しくは第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。)、第3条第1項、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第13条第1項、第14条、第17条、第18条第1項若しくは第2項、第19条、第20条、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条、第31条第1項、第32条、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条から第44条まで、第45条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第58条の3から第58条の7までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築物の建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築物の建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年12月22日条例第36号)

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年10月7日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和51年法律第83号)附則第1項に規定する政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の室蘭市建築基準法施行条例の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ改正後の室蘭市建築基準法施行条例の規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月5日条例第25号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和62年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則(平成3年3月20日条例第5号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2章第1節の2中第4条の2を第4条の3とし、同節を第1節の3とする改正規定、第1節の次に1節を加える改正規定及び第61条の改正規定中「第4条の2」を「第4条の3」に改める部分は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成4年3月19日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月18日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくは敷地の部分については、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示までの間は、条例第4条の3の表中「都市計画法」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(以下「改正法による改正前の都市計画法」という。))と、「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」とある

のは「第1種住居専用地域」と、「第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域」とあるのは「第2種住居専用地域」と、「第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」とあるのは「住居地域」と、第58条の2中「都市計画法」とあるのは「改正法による改正前の都市計画法」と、「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域」とあるのは「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則(平成8年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章中第58条の2を第58条の10とする改正規定、第3章に1節を加える改正規定、第59条の改正規定及び第61条第1項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年6月20日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の室蘭市建築基準法施行条例第58条の11から第58条の15までの規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査、許可、認定又は認定の取消しの申請(以下「確認申請等」という。)について適用し、同日前にした確認申請等については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりされている確認の申請又は法第18条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に

よりされている通知に係る建築物又は法第88条第1項に規定する工作物(以下「工作物」という。)の計画並びにこれに基づき建築された建築物又は築造された工作物及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、この条例による改正後の室蘭市建築基準法施行条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に法第6条第1項又は法第18条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物又は工作物の計画であって、この条例の施行の際当該工事に着手していないものに基づき建築された建築物又は築造された工作物及びその敷地に対する検査等の基準については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定により従前の例によることとされる基準に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月17日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月15日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の室蘭市建築基準法施行条例第58条の11から第58条の15まで及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査、承認、指定、許可若しくは認定又は認定若しくは許可の取消しの申請(以下「確認申請等」という。)について適用し、同日前にした確認申請等については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月20日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の3及び第58条の4の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第18条の改正規定 平成19年4月1日

(廊下への手すり設置義務施設に係る経過措置)

2 第58条の4の改正規定の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定によりされている確認の申請又は法第18条第2項の規定によりされている通知に係る建築物の計画並びにこれに基づき建築された建築物及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、この条例による改正後の室蘭市建築基準法施行条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第58条の4の改正規定の施行前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画であって、第58条の4の改正規定の施行の際当該工事に着手していないものに基づき建築された建築物及びその敷地に対する検査等の基準については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成18年9月30日において現に存する建築物(この条例による改正前の室蘭市建築基準法施行条例第58条の4第4項に規定するものを除く。)であって工事の着手が第58条の4の改正規定の施行の日後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「増築等」という。)に係るもの及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該増築等をする部分については、この限りでない。

5 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設については、当該身体障害者更生援護施設を改正後の条例第58条の4第4項に規定する障害者支援施設とみなして、同項の規定を適用する。

(手数料に係る経過措置)

6 改正後の条例第58条の11から第58条の16まで及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査若しくは承認の申請又は通知(以下「確認申請等」という。)について適用し、同日前にした確認申請等については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(室蘭市火災予防条例の一部改正)

2 室蘭市火災予防条例(昭和37年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年12月17日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第19号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月18日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、平成31年1月15日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月7日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第58条の15関係)

認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定	1件につき 113,000円

を法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定	
2 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	1件につき 37,000円
3 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 44,000円
3の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 44,000円
4 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 38,000円
5 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定	1件につき 43,000円
6 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可	1件につき 140,000円
7 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可	1件につき 140,000円
8 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可	(1) 法第48条第16項第1号に規定する要件に該当する場合 1件につき 51,000円 (2) 法第48条第16項第2号に規定する要件に該当する場合 1件につき 149,000円 (3) その他の場合 1件につき 217,000円
9 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可	1件につき 176,000円
10 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 174,000円
11 法第53条第4項及び第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可	1件につき 149,000円

12	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	1件につき	46,000円
13	法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可	1件につき	140,000円
14	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	1件につき	49,000円
15	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	1件につき	174,000円
16	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	1件につき	140,000円
17	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	43,000円
18	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	1件につき	174,000円
19	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき	174,000円
20	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可	1件につき	174,000円
21	法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可	1件につき	166,000円
22	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	43,000円
23	法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき	174,000円
24	法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	41,000円

25 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 174,000円
26 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 41,000円
27 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定	1件につき 41,000円
28 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 174,000円
29 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件につき 118,000円
29の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件につき 145,000円
30 法第86条第1項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が3以上の場合は、2を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
31 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
32 法第86条第3項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の許可	1件につき 174,000円 (建築物(附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が3以上の場合は、2を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
33 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内に	1件につき 174,000円

あるものとみなされる建築物に関する特例の許可	(建築物(既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
34 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき 80,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合を含む。)(建築物(一敷地内認定建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
35 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可	1件につき 174,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合を含む。)(建築物(一敷地内認定建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
36 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可	1件につき 174,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合を含む。)(建築物(一敷地内許可建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
37 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	1件につき 11,000円に現に存する建築物(附属建築物を除く。)の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額
38 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する	1件につき 41,000円

制限の適用除外に係る認定	
39 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	1件につき 42,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
40 法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	1件につき 17,000円に当該変更の認定の申請に係る全体計画の変更(当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更)について法第6条第1項の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画の変更(法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
41 法第87条の2第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定	1件につき 42,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手

	数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
42 法第87条の2第2項の規定において準用する法第86条の8第3項に基づく工事の全体計画の変更の認定	1件につき 17,000円に当該変更の認定の申請に係る全体計画の変更(当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更)について法第6条第1項の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画の変更に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
43 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1件につき 118,000円
44 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1件につき 145,000円